

駐車監視員活動ガイドライン

【日野 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	都道256号	甲州街道	日野1099番地先日野橋	さくら町1番地先付近	9-20	
2	国道20号	日野バイパス	石田1-978先石田大橋	旭が丘2-44先付近	9-20	
3	主要地方道41号	川崎街道	日野本町1-13先川崎街道入口交差点～高幡橋南交差点～百草346番地先ノ宮交差点		9-20	
4	都道173号	北野街道	南平3-22先高幡橋南交差点	平山6-9先付近	9-20	
5	都道503号	多摩モノレール通り	日野1211番地先立日橋南交差点	程久保5-18先程久保6丁目交差点	9-20	

6	都道155号	平山通り	平山2－5先堀之内トンネル北	旭が丘5－22先付近	9－20	
7	都道235号	豊田停車場線	多摩平1－1先	日野台5－6先	9－20	
8	市道	市役所通り	日野本町2－20先日野市役所入口交差点	神明2－10先神明二丁目交差点	9－20	
9	市道幹I-10号	－	日野本町1－7先	神明1－10先神明一丁目交差点	9－20	
10	市道	大坂上通り	大坂上1－9先日野駅南交差点	大坂上4－18先日野大坂上交差点	9－20	
11	市道E-101号	－	多摩平2－8先泉塚南交差点	旭が丘2－2先旭が丘二丁目交差点	9－20	
12	市道	三小通り	日野台1－1先日野坂交差点	日野台2－38先	9－20	
13	市道	I-6号	旭が丘6－6先首都大学東京前	旭が丘4－3先旭が丘南公園	9－20	
14	市道	I-7号	旭が丘1－10先旭が丘2丁目交差点	旭が丘1－29先旭が丘南公園	9－20	
15	市道1－12号	多摩平緑地通り	多摩平6－41先	旭が丘1－3先	9－20	

重点地域

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR日野駅、豊田駅周辺	9－20	
2	京王線高幡不動駅周辺	9－20	
3	都営日野新井アパート周辺	9－20	
4	日野台1・2・3丁目周辺	9－20	
5	旭が丘5丁目地区周辺	9－20	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR豊田駅周辺	9－20	
2	京王線高幡不動駅周辺	9－20	